岩手県監査委員告示第25号

行政監査及び定期監査の結果の公表(令和6年岩手県監査委員告示第1号)により公表した監査の結果に対する措置について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとお り公表する。

令和6年5月10日

 岩手県監査委員
 五日市
 王

 岩手県監査委員
 川 村 伸 浩

 岩手県監査委員
 五 味 克 仁

 岩手県監査委員
 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県農業研究センター畜産研究所
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年9月26日
 - (2) 本監査実施日 令和5年11月21日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年1月9日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
生産物売払いに係る契約に当たり、契約事務に不適当なも	今次指摘のあった契約事務について、会計規則の契約保証
のがあったので適正な事務の執行に努められたい。	金免除の要件に該当することを再度確認し、契約保証金の免
	除要件を確認するための仕様書を作成の上、見積書を徴収し
	た。
	今後は、適正な売払い契約事務の実施のため、鶏卵の売払
	契約事務に係る様式を整備することで、再発防止に努めるこ
	ととした。